

新	旧
<p>競走用馬ファンド取引口座約款</p> <p>(第1条～第4条第1項（1）まで省略)</p> <p>(2) お客様は、お申込み情報を送信後、当社が指定する<u>専用画面からの画像撮影</u>（以下、「スマホでスピード本人確認」といいます。）・<u>当社指定のアップロード・メール添付・郵送・FAX</u>のいずれかの方法により本人確認書類（免許証等のコピー）及びマイナンバー確認書類を当社にご<u>提出</u>ください。</p> <p>(3) 当社は、前二号の情報に基づく所定の審査を行った上で、口座開設が完了したお客様には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含みます。以下同じ。）の取引時確認の実施に基づき、ご登録住所にお取引に必要な情報（ログインID・パスワード等）を記した通知書類を転送不要郵便にて送付します。<u>なお、スマホでスピード本人確認を利用された場合は、通知書類の郵送はなく、インターネットを介してログインID・パスワードを通知します。</u></p> <p>(4) お客様は、通知書類に記載され、<u>若しくはインターネット上で通知されたログインID・パスワード</u>でログインすることで、お客様専用画面にて、口座情報、出資状況、各種交付書面を確認することが可能となります。出資の際にはログイン情報が必要になりますので、当社からの通知書類は大切に保管ください。</p>	<p>競走用馬ファンド取引口座約款</p> <p>(第1条～第4条第1項（1）まで省略)</p> <p>(2) お客様は、お申込み情報を送信後、当社が指定するアップロード・メール添付・郵送・FAXのいずれかの方法により本人確認書類（免許証等のコピー）及びマイナンバー確認書類を当社にご<u>送付</u>ください。</p> <p>(3) 当社は、前二号の情報に基づく所定の審査を行った上で、口座開設が完了したお客様には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含みます。以下同じ。）の取引時確認の実施に基づき、ご登録住所にお取引に必要な情報（ログインID・パスワード等）を記した通知書類を転送不要郵便にて送付します。</p> <p>(4) お客様は、通知書類に記載されたログインID・パスワードでログインすることで、お客様専用画面にて、口座情報、出資状況、各種交付書面を確認することが可能となります。出資の際にはログイン情報が必要になりますので、当社からの通知書類は大切に保管ください。</p>

(第2項 中略)	(第2項 中略)
『個人のお客様の場合』 ((1)～(5)省略)	『個人のお客様の場合』 ((1)～(5)省略)
(6) パソコン又はスマートフォンでお取引することができる環境があること。 (以下、省略)	(6) パソコン又は <u>当社所定のアプリをインストールして使用することが可能な</u> スマートフォンでお取引することができる環境があること。 (以下、省略)
第5条（禁止行為） (第1項(5)まで省略)	第5条（禁止行為） (第1項(5)まで省略)
(6) 当社以外の関係各所に、みだりに訪問するなど <u>の迷惑行為</u>	(6) 当社以外の関係各所に、みだりに訪問するなど迷惑行為
(第6条 省略)	(第6条 省略)
第7条（入金について） 1 本匿名組合契約に出資するにあたっては、出資のお申込みの前に、開設した本取引口座に当該出資馬への初回の出資 <u>(初回にお支払いいただく馬代金その他の費用。以下、本条において同じ。)</u> に必要な額以上の金銭を預託いただく必要があります。なお、本取引口座に当該出資馬への初回の出資に必要な額以上の残高がない場合は出資のお申込みを受け付けることができませんのでご注意ください。ご入金には以下の方法があります。	第7条（入金について） 1 本匿名組合契約に出資するにあたっては、出資のお申込みの前に、開設した本取引口座に当該出資馬への初回の出資 <u>及び会費</u> に必要な額以上の金銭を預託いただく必要があります。なお、本取引口座に当該出資馬への初回の出資 <u>及び会費</u> に必要な額以上の残高がない場合は出資のお申込みを受け付けることができませんのでご注意ください。ご入金には以下の方法があります。

<p>((1) 省略)</p> <p>(2) クイック入金</p> <p>入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。<u>ただし</u>、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、お客様の本取引口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。ご入金を頂く際の振込名義人名は本取引に係る取引口座名義人名と同一のものに限ります。振込名義人名と取引口座名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び出資金の払込み後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及びご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担いただきますので、ご注意ください。クイック入金、振替入金は、システムのメンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。<u>ただし</u>、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。</p> <p>(3) FX/CFD/<u>株</u>口座からの振替</p> <p>当社の DMMFX、<u>DMMCFC</u> 及び <u>DMM 株</u> の取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。</p>	<p>((1) 省略)</p> <p>(2) クイック入金</p> <p>入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。<u>但し</u>、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、お客様の本取引口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。ご入金を頂く際の振込名義人名は本取引に係る取引口座名義人名と同一のものに限ります。振込名義人名と取引口座名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び出資金の払込み後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及びご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担いただきますので、ご注意ください。クイック入金、振替入金は、システムのメンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。<u>但し</u>、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。</p> <p>(3) FX/CFD/<u>株</u>口座からの振替</p> <p>当社の DMMFX 及び DMMCFC の取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第8条（出金について）

1 本取引口座に預託されたお客様の資金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断します。当社が出金処理を行う時点で口座残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止します。出金の手続きを取られた場合、原則として、出金依頼日から3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金します。出金の取扱いは原則として1日1回、かつ、400円以上の金額とさせていただきます。ただし、預託された資金の全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(第9条～第10条第2項(5)まで省略)

(6) 第5条第1項のいずれかに抵触したとき

((7)～(8)まで省略)

(9) お客様が反社会的勢力に該当していること又は関わりがあることが判明したとき

(以下、省略)

(第11条～第13条 省略)

第8条（出金について）

1 本取引口座に預託されたお客様の資金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断します。当社が出金処理を行う時点で口座残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止します。出金の手続きを取られた場合、原則として、出金依頼日から3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金します。出金の取扱いは原則として1日1回、かつ、400円以上の金額とさせていただきます。但し、本取引口座の解約時における全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(第9条～第10条第2項(5)まで省略)

(6) 第5条第1項の何れかに抵触したとき

((7)～(8)まで省略)

(9) お客様が反社会的勢力に該当していること又は関わりがあることが判明したとき

(以下、省略)

(第11条～第13条 省略)

第14条（電子交付）

1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。

(1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。

①当社の使用に係る電子計算機とお客様の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（府令第56条第1項第1号イに規定される方法）。

②（内容省略）

③（内容省略）

（以下、省略）

（第15条 省略）

第16条（報告書等の作成及び提出）

（第1項 省略）

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は、故意又は**重大な過失がない限り**

第14条（電子交付）

1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。

(1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。

（新設）

①（内容省略）

②（内容省略）

（以下、省略）

（第15条 省略）

第16条（報告書等の作成及び提出）

（第1項 省略）

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は、故意又は重過失がない限り、免

<p>り、免責されるものとします。</p>	<p>責されるものとします。</p>
<p>(第17条～第18条 省略)</p>	<p>(第17条～第18条 省略)</p>
<p>第19条（免責事項）</p>	<p>第19条（免責事項）</p>
<p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元が免責されることにあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元が免責されることにあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>((1)～(2)省略)</p>	<p>((1)～(2)省略)</p>
<p>(3) お客様の錯誤、誤入力又は誤操作によって成立したお客様の意図しない取引<u>若しくは</u>、不成立となった取引により生じた損害及び損失</p>	<p>(3) お客様の錯誤、誤入力又は誤操作によって成立したお客様の意図しない取引<u>もししくは</u>、不成立となった取引により生じた損害及び損失</p>
<p>((4)省略)</p>	<p>((4)省略)</p>
<p>(5) お客様又はお客様以外の第三者が入力したログインID・パスワードと当社に登録されているログインID・パスワードの一致によるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失（<u>ただし</u>、当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）</p>	<p>(5) お客様又はお客様以外の第三者が入力したログインID・パスワードと当社に登録されているログインID・パスワードの一致によるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失（<u>但し</u>、当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）</p>
<p>((6)省略)</p>	<p>((6)省略)</p>
<p>(7) 本取引に関連してお客様が受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中</p>	<p>(7) 本取引に関連してお客様が受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中</p>

<p>断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。<u>ただし</u>、当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。<u>但し</u>、当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>第20条（解約）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お客様は、<u>全て</u>の本匿名組合契約が終了するまでの間に本取引口座の解約を行うことはできません。 2 前項の規定にかかわらず、お客様が第5条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社が<u>全て</u>の本匿名組合契約の解約を行ったうえで、本取引口座を解約する場合があります。 	<p>第20条（解約）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お客様は、<u>すべて</u>の本匿名組合契約が終了するまでの間に本取引口座の解約を行うことはできません。 2 前項の規定にかかわらず、お客様が第5条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社が<u>すべて</u>の本匿名組合契約の解約を行ったうえで、本取引口座を解約する場合があります。
<p>(第21条～第22条 省略)</p>	<p>(第21条～第22条 省略)</p>
<p>第23条（損害賠償）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社が負担する損害賠償責任は、当社に故意又は<u>重大な過失</u>がある場合を除き、直接かつ通常の損害に限定するものとし、間接利益、特別利益、お客様の得べかりし利益などについてはその一切の責を負わないものとします。 	<p>第23条（損害賠償）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社が負担する損害賠償責任は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、直接かつ通常の損害に限定するものとし、間接利益、特別利益、お客様の得べかりし利益などについてはその一切の責を負わないものとします。
<p>(第24条～第27条 省略)</p>	<p>(第24条～第27条 省略)</p>
<p>第28条（本約款の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。<u>また、本約款は、当社の判断により、</u> 	<p>第28条（本約款の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。<u>本約款内容の変更が、お客様の従来</u>

<p><u>契約をした目的に反しない限度で、変更の必要性、変更後の内容の相 当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な変更がされることが あります。</u></p>	<p><u>の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものでない場合 又は軽微である場合、当社の判断で本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更内容についてお客様に遅滞なく通知することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>
<p>2 当社は、前項前段の規定に基づき本約款を変更する場合には、<u>変更する旨及び変更後の内容、効力の発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法によりお客様に周知します。当該効力発生日後にお客様が本取引に係るサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本取引に係るサービスの解約手続きを取らなかった場合は、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。</u></p>	<p>2 当社は、<u>本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合又は軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知するものとします。この場合、お客様が本約款の変更日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更に同意したものとします。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>3 前二項における通知方法は、<u>当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。</u></p>
<p>(以下、省略)</p>	<p>4 第2項に定める通知がお客様に到達した日よりも後に行われた取引等は、<u>お客様が本約款の変更に同意した上でなされたものとみなすこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>(以下、省略)</p>